

# 2024年第Ⅰ期 室蘭工業大学国際交流センター ムロラン・グローバル・ステージ・チャレンジ奨学生公募要領

## 1. 内 容

室蘭工業大学国際交流センター（以下「本センター」という。）では、室蘭工業大学（以下「本学」という。）における国際感覚を持った人材の養成にかかる中期目標を踏まえ、海外で開催される国際会議における論文発表や海外での研究プロジェクトへの参加の他、海外インターンシップ、本学協定校・機関に寄らない単位履修や研究活動の海外留学支援等への国際的な活動を支援することを目的に、それらに積極的に参加し世界に貢献する本学日本人学生を支援するための奨学金制度（以下「ムロラン・グローバル・ステージ・チャレンジ奨学生」という）を設け、その奨学生（以下「MGS 奨学生」という）を公募します。ただし、プログラム申請時点で、外務省「海外安全情報」による感染症危険情報危険度ランク1以上で海外派遣が中止となる場合に限り、日本国内で実施される国際的な活動を代替事業として支援の対象とします。

## 2. 本公募要領における国際的活動の定義

本公募における「国際的活動」とは、以下に挙げる活動を指し、以降「国際的活動」として記します。

- ・海外インターンシップ
- ・学術目的で開催される公募参加型の国際会議（自ら応募する研究発表等）
- ・特定の問題を議論する依頼参加型の国際会議（講演、パネリスト発表等）
- ・本学学術交流協定校・機関とのジョイントシンポジウム
- ・海外における官民主催の国際活動プロジェクト
- ・本学協定校・機関以外の海外大学における単位認定を受ける科目履修あるいは研究活動（語学留学は除く）
- ・その他、本学国際交流センター長が認めた国際的活動

## 3. 公募事項

本公募へ申請する学生（以下「申請者」という）は、本センターが重点的に支援する次の5項目（A～E）のうち最も適する項目を選び、下記8. に示す申請方法にしたがって申請してください。ただし、本学又は他機関からも同一テーマに関する助成金を受給していて、本制度とともに併給する状態は認められませんので、その場合は本制度への申請はできません。採択後、当該事態が発覚・判明した場合は返納しなければなりません。

### (1) 項目A 海外インターンシップへの参加に伴う国際的活動支援

日本国内外の企業や大学等の団体が主催する「海外インターンシップ」と称されるプログラムで、申請者が外国語（英語）を用いて業務従事型の国際的活動に参画し、一定の成果（成果物）が見込まれる活動に対して支援を行う。

**※IAESTE等の他の海外インターンシップ制度から助成金受給がある場合は申請できません。**

### (2) 項目B 国際会議への参加に伴う国際的活動支援

日本国外で開催され、学術目的で教育研究上の口頭発表やポスター発表を外国語（英語）で行う「国際会議」に加え、環境問題、貧困問題、民族問題など特定の問題に対して情報交換や討議を主目的としパネリスト等の形で外国語（英語）を用いて発表する「国際会議」の他、本学学術交流協定校・機関と外国語（英語）を通じて行うジョイントシンポジウムへの参加等に伴う会議参加型の国際的活動に従事し、一定の成果（成果物）が見込まれる活動に対して支援を行う。

**※会議主催団体、本学学士修士一貫教育プログラム「海外プレゼンテーション活動支援」から旅費支給等がある場合は申請できません。**

### (3) 項目C 海外における官民主催プロジェクトへの参加に伴う国際的活動支援

日本国内外にある官民の各団体が主催する「海外活動プロジェクト」で、申請者が外国語（英語）を用いて当該の国際的活動に従事し、一定の成果（成果物）が見込まれる活動に対して支援を行う。※主催の当該団体から支援金受給がある場合は申請できません。

### (4) 項目D 本学制度の海外派遣以外で自ら外国の大学等へ留学する国際学術活動支援

本学が提供している長期協定校派遣や短期語学研修等の制度に寄らず、自らが自身の学術上のスキルアップのために留学する場合において、一定の成果（単位取得等）が見込まれる活動に対して支援を行う。

※渡航先大学及び留学奨学金団体等から支援金を受ける予定がある場合は申請できません。

### (5) 項目E 日本国内で実施される国際的な活動支援

日本国内で実施される項目A～Dに準じた国際的な活動に対して支援を行う。本項目で申請する場合、本公募要領の内容を準用する。

## 4. 奨学金種別

MGS 奨学生に対する奨学金の支給は給付型とし返還の義務は負わないものとします。下記9. に示す支給支援金を一括給付し、原則として渡航前に給付が行われます。給付された支援金は個人の裁量により交通費（航空券等）、滞在費（宿泊費・移動費等）、食費、交際費など自由に充てて利用することができます。経済的に困窮度が高いと認められる場合には、追加支給が認められる場合があります。

## 5. 応募資格者及び選考優先順位

MGS 奨学生制度に応募できる申請者は、本学の学部あるいは大学院の正規課程に在籍する日本人学生であることとします。そのため、外国人留学生及び短期滞在の日本人研修生等の非正規学生は申請することができません。

申請書類の選考にあたっては、「3. 公募事項」の(1)「項目A 海外インターンシップへの参加に伴う国際的活動支援」を優先します。また、次の優先順位に従い、学業成績の上位の者から選ばれます。

- (1) 学士修士一貫教育プログラムに在籍する大学院生
- (2) 学士修士一貫教育プログラムに在籍する学部生
- (3) 教員の推薦により渡航計画を立てる大学院生
- (4) 教員の推薦により渡航計画を立てる学部生
- (5) 上記以外で応募資格を有する大学院生
- (6) 上記以外で応募資格を有する学部生

## 6. 支援対象期間

2024年2月1日から2024年9月30日まで上記活動に参加予定の者を支援対象とします。

## 7. 募集人数

- ① 2名程度（2024年2月1日から3月31日までの間に出発する者）
- ② 8名程度（2024年4月1日から9月30日までの間に出発する者）  
渡航者の渡航先の国・地域及び予算の財源に応じて増減する場合があります。）

## 8. 申請方法

1名につき1件の国際的活動について申請できます。(2件以上の重複応募はできません。) 次のMoodleリンクへアクセスし、オンライン申込みフォームから応募ください。

<https://kokusai.muroran-it.ac.jp/course/view.php?id=47#section-2>

## 9. MGS 奨学生への支給支援額

MGS 奨学生に対する基本給付の支援額は、渡航地域により以下の(1)から(3)のいずれかになります。また、経済的に困窮度が高く、さらなる渡航支援措置が必要と認められる場合には、(4)の追加給付の支援額を受領できる場合があります。

日本国外の支給支援額は以下のとおりです。

### (1) 地域 a (主に東アジア、東南アジア地域、ロシア極東地域) 100,000 円

中国、韓国、台湾、香港、マカオ、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、ロシア・極東連邦管区で行われる催事における国際活動への支援とします。

### (2) 地域 b (主に南アジア、中央アジア、北アジア地域、ロシア極東地域以外) 130,000 円

モンゴル、インド、ネパール、バングラデシュ、ブータン、スリランカ、モルディブ、カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、アフガニスタン、パキスタン、キルギス、ロシア・極東連邦管区以外の地域で行われる催事における国際活動への支援とします。

### (3) 地域 c (欧州、北米、中南米、中近東、オセアニア、アフリカ地域) 160,000 円

ヨーロッパ諸国、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、サウジアラビア、エジプト等の地域 a 及び地域 b 以外の地域で行われる催事における国際活動への支援とします。

### (4) 経済的困窮学生への追加給付 80,000 円

次に該当する申請者は、追加給付による支援金についても申請することができます。予算の範囲内で支給を行うものとし、困窮度、学業成績等の諸条件を考慮して追加支給の判断を行います。

① 申請時点で授業料免除を受けている学生

② 世帯の所得金額が次の基準を満たす学生

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

(備考) 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。また、養育費は収入に含みません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、支給を停止します。

- (1) 他の団体等から給付型の奨学金等を受給することが決定した場合
- (2) 停学、退学又は除籍等の処分を受けた場合
- (3) 修学状況等が著しく不良であると判断された場合
- (4) 休学した場合
- (5) 退学した場合
- (6) 申請書類の内容に虚偽があった場合

日本国内の支給支援額は以下のとおりです。

### (1) 地域 d (北海道の石狩振興局及び後志総合振興局の市町村) 10,000 円

### (2) 地域 e (北海道の胆振総合振興局の市町村を除く地域 d 以外の北海道の市町村) 30,000 円

### (3) 地域 f (北海道以外の都府県) 50,000 円

## 10. 申請書提出期限

2023年11月30日(木) 17:00 期限厳守

なお、応募書類に記載された個人情報、下記の目的以外で利用することはありません。ただし、文部科学省や法令等により提供を求められる場合を除きます。

- (1) 本センターにおける MGS 奨学生採択審査
- (2) 海外危機管理サービス及び海外旅行保険の加入手続き
- (3) 本センター活動報告書及び学内広報誌等への採択奨学生に関する情報の掲載  
(本奨学生制度名、本奨学生採択者名・所属・学年を記載。)
- (4) 特定の個人を識別できない状態に加工した統計資料等への利用

## 11. 奨学生採択の方法

選考審査は、「5.」の選考優先順位を踏まえて、応募書類の内容確認及び面接により行います。面接は英語による質疑応答を予定しています。以下は、質疑応答内容の一例です。

(質疑応答内容例)

- 現在の準備状況全般
- 海外活動への関心や動機
- 参加予定の国際活動
  - ・海外インターンシップや海外活動プロジェクトの場合、派遣制度や事業内容の概要と研修先(滞在先)で行う業務内容について
  - ・国際会議やジョイントセミナーにおける発表等の場合、大会の概要(規模、参加人数、参加国数等)及び発表予定の概要について

審査終了後、国際交流センター長が本奨学生の採否を決定し、申請者本人へお知らせします。

## 12. 成果報告

採択された MGS 奨学生は、原則として帰国後 1 カ月以内に次のことを完了しなければなりません。

- (1) 「MGS 奨学生実施成果報告書」の本センターへの提出
- (2) 採択された MGS 奨学生の中で研究発表を行った者は、添付資料として発表要旨(英語)を(1)と合わせて提出

## 13. その他

- (1) 応募者が渡航する時点で、渡航国・地域に関する外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報がレベル 1 以下であることを条件とします。ただし、新型コロナウイルス感染症に起因する感染症危険情報レベル 2 の国・地域への海外派遣について、本学の定める特例条件を満たした場合に限り許可します。詳しくは、国際交流センターまでお問い合わせください。
- (2) 提出書類の情報は、派遣者選考、海外危機管理サービス及び海外旅行保険の加入手続き、派遣留学の円滑な実施及び派遣留学終了後の報告会や説明会等の為にのみ使用し、その他の目的には使用しません。

## 14. 問合せ先

室蘭工業大学国際交流センター(入試戦略課国際交流室国際企画係)

内線: 5886 メール: h-kokuko@muroran-it.ac.jp